

復興整備計画

福島県・川俣町

平成26年 8月 1日

1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第４６条第２項第１号関係）
川俣町の全域（別添の復興整備事業総括図のとおり）
2 復興整備計画の目標（法第４６条第２項第２号関係）
①災害に強いまちづくりを目指す。 ・道路網の早期整備や、耐震化などにより公共施設の機能を強化するとともに、緊急時に備え再生可能エネルギー設備・蓄電池を導入し、エネルギーの地産地消を行うなど、災害に強く、住民が安全・安心に暮らせるまちづくりを目指す。 ②定住環境の整備を目指す。 ・原発事故避難者の意向を尊重し、地域コミュニティを維持しながら復興公営住宅などの整備を進め、居住の確保及び定住促進を目指す。 ・周辺町村には放射線量が高くすぐには帰還困難な地域もあることから、それらの避難者の受け皿としての土地利用を図る。 ③農業の再生を目指す。 ・徹底した除染を実施するとともに、農産品等の検査体制を確立し消費者への正確な情報発信により風評被害を払しょくする。また、優良農地の効率的な活用を図るため、基盤整備を実施した上で農地の利用集積を図り、収益性の高い農業経営を目指す。 ④魅力ある産業の再生・復興を目指す。 ・ものづくり産業における東日本大震災以前の取引関係を維持・回復に向け支援するとともに、東北地方への進出が著しい成長分野等への参入や新規企業の誘致に取り組む。 ⑤活力のあるまちづくりを目指す。 ・中心市街地の再生と魅力あるまちづくりに取り組むことにより地域活性化を図る。 ・今後少子・高齢化がさらに進むことを見据え、歩いて暮らせる高齢者にもやさしいコンパクトなまちづくりを目指す。
3 土地利用方針（法第４６条第２項第３号関係）
(1)復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向 ①原子力災害により長期避難を余儀なくされている方々のために復興公営住宅の整備を行い、避難者の居住の確保を進める。また、山木屋地区においては、長期避難により農地等が荒廃していることを踏まえ、農業の復興を図るため、除染と一体的に農業基盤整備を進める。 ②産業団地を造成し、新たな産業・雇用を創出するため企業誘致を強力に進める。 ③太陽光エネルギーを積極的に有効活用することで、地域の活性化と振興を一体的に進める。 (2)土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照） ①生活機能集中整備ゾーン 行政機能、保健・福祉・医療機能、商業機能、文化教育機能などが集積する中心市街地を、「生活機能集中整備ゾーン」と位置づけ、コンパクトに町の機能を集中させ、商業と地域経済の活性化を強化する魅力ある土地利用を進めるとともに、都市基盤を支える機能の充実・強化を図る。 ②居住ゾーン 中心市街地及びその周辺部を「居住ゾーン」と位置づけ、宅地の無秩序な開発を避け良好な居住環境を創出・保全し、戸建住宅の誘導を図る。 ③田園居住ゾーン 中心市街地以外の国道沿いを「田園居住ゾーン」と位置づけ、自然環境の保全や防災性の向上を図りながら、交通の利便性を活かした良好な居住環境の創出・保全を図る。

④商業ゾーン

鶴沢地区の国道 114 号沿いの道の駅川俣シルクピア施設や郊外型大型商業施設が立地する地域を「商業ゾーン」と位置づけ、中心商店街との共存を図るとともに、国道通過客の吸引により町の商業の活性化を促進する。

⑤工業集積ゾーン

中山工業団地や、造成・整備を行う西部工業団地などを「工業集積ゾーン」と位置づけ、新たな企業誘致や町内の既存の工場などの移設を促進する。

⑥里山環境保全ゾーン

里山や農地などは、「里山環境保全ゾーン」と位置づけ、環境保全を図るとともに、集落ごとの個性を活かした生活環境、歴史文化環境の整備に努める。

また、羽田地区においては、野菜苗生産を行う事業者の誘致のための羽田産業団地を整備する。

山林については、山林の持つ多面的、公益機能を強化するために、荒廃林地の増加を抑制するとともに、住民の憩いの場や豊かな自然を求めて来訪する都市住民との交流の場として、自然保護及び都市部との交流を進める土地利用を図る。

⑦山木屋地区

農地については、除染後、集約化や荒廃農地の有効活用などを図ることを基本とし、避難者の帰還後、速やかに営農再開できるように農業基盤整備を実施する。

また、地区の復興拠点として計画している「複合施設」の事業運営、維持管理費等の財源として活用するため、太陽光エネルギーを有効活用し、メガソーラー整備事業を進める。

(3)復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり）

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）

事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1)市街地開発事業		
(2)土地改良事業		
(3)復興一体事業		
(4)集団移転促進事業		
(5)住宅地区改良事業		

(6)都市施設の整備に関する事業		
(7)津波防護施設の整備に関する事業		
(8)漁港漁場整備事業		
(9)保安施設事業		
(10)液状化対策事業		
(11)造成宅地滑動崩落対策事業		
(12)地籍調査事業		
(13)その他施設の整備に関する事業	A地区	事業名称：羽田産業団地整備事業（羽田地区） 実施主体：川俣町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成26年度
	B地区	事業名称：山木屋地区太陽光発電施設整備事業（山木屋地区） 実施主体：かわまた復興発電合同会社 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成26年度～27年度
5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）		

平成26年度から平成27年度まで
6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第46条第2項第6号関係）

4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）							
整理番号	事業区分	図面記号	変更等する土地利用基本計画等	変更等の別	変更等する部分の面積(ha)		備考
					拡大	縮小	
1	その他施設の整備に関する事業	A地区	農用地利用計画	変更		2.7	
2	その他施設の整備に関する事業	B地区	農用地利用計画	変更		4.6	

- (注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。
- 2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。
- 3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。
- 4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。
- 5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

4－② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第４９条及び第５０条関係）													
整理 番号	事業区分	図面 記号	農地法 (大臣許可)	都市計画法			農地法 (知事許可)	農振法	森林法		自然公園 法	漁港漁場 整備法	港湾法
			第４条第１項・第５条第１項の農地転用許可	第29条第１項・第２項の開発許可	第43条第１項の建築許可	第59条第１項から第４項までの都市計画事業の認可等	第４条第１項・第５条第１項の農地転用許可	第15条の２の開発許可	第10条の２第１項の開発許可	第34条第１項・第２項の許可	第20条第３項の許可・第33条第１項の届出	法第39条第１項の許可	第37条第１項の許可等
1	その他施設の整備に関する事業	A地区	○										
			○										
2	その他施設の整備に関する事業	B地区	○										
			○										

- (注) 1 本様式は、法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。
- 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。
- 3 「農地法（大臣許可）」は、上段には法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第50条第1項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をするとともに、併せて農林水産大臣が定める書類（様式第9）を添付する。なお、法第46条第1項第1号の地域をその区域とする被災関連市町村等においては、当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、様式第9を農林水産大臣に提出する。

川俣町土地利用基本構想図







